

太枠内は必ずご記入ください

出展規定について	<input type="checkbox"/> 出展規定に同意します		*お申し込みいただく前に裏面の出展規定を必ずご確認ください。		申込日	年	月	日
貴社名	ふりがな							
	(印)							
ご担当者名	ふりがな		所 属					
			役 職					
E-mail			W E B					
ご住所	〒 -							
TEL			F A X					
出展プラン	<input type="checkbox"/> ①パッケージブース 出展小間数：4m ² ×()小間 <input type="checkbox"/> ②スペース渡し 出展小間数：6m ² ×()小間 <input type="checkbox"/> ③マッチングプラン							
商品カテゴリー(出展品目)	<input type="checkbox"/> 食材・生鮮 <input type="checkbox"/> 調味料・香辛料・だし <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> 菓子類 <input type="checkbox"/> 飲料 <input type="checkbox"/> その他()							
ハラール認証について	<input type="checkbox"/> 認証取得済み商品有り(認証機関：) <input type="checkbox"/> 認証取得申請中(認証機関：) <input type="checkbox"/> 認証済みまたは申請中商品無し							
申込情報の取り扱いについて	株式会社ファーストでは、個人情報の保護に努めております。詳細は弊社の個人情報保護方針 (http://jhfp.jp/policy)をご覧ください。今回、ご記入いただきました申込情報は、本フェアに関する諸手続および各種案内の他、主催者が開催する催事のご案内のみに利用させていただきます。なお、個人情報は本フェアに関する確認・連絡および各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先に預託することがありますのであらかじめご了承ください。 <input type="checkbox"/> 上記に同意します							

アンケートにご協力ください

●本フェアをどちらでお知りになりましたか。(複数選択可)

- 主催者からの案内 日本食糧新聞の記事・広告 ハラル・ジャパン協会 メルマガ
 WEBサイト () その他記事・広告 ()
 その他 ()

●情報メール通信

- 希望しない ※今後、主催者からの情報発信を希望されない方はチェックしてください。

～ご協力ありがとうございました～

下記までFAXまたはメールでお申込みください。

➡ ハラールマーケットフェア事務局 FAX. 03-3545-9404 Mail: info@jhfp.jp

株式会社ファースト Global Business Promotion Div. 〒104-0061 東京都中央区銀座7-17-14 松岡銀七ビル5F TEL. (03) 3545-9811(代) 担当: 栗原、岡部

事務局記入欄

出展規定

出展社は、以下に述べる各規約、および各規定を遵守しなければなりません。これらに違反したと主催者（ハラルマーケットフェア実行委員会）が判断した場合、その時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。

1 出展資格

出展社は、出展申込締切後に主催者が行う出展審査にて承認された法人、団体などに限定します。この出展審査により下記に該当すると判断した場合には、申込受付の保留、または出展をお断りする場合があります。また、審査結果に対し、主催者は一切の責任を負わないものとし、その判断基準・根拠などは公表しません。

- ・申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ・来場者や他の出展社などから苦情が予想される場合
- ・出展社が自ら倒産手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
- ・保全処分、強制執行などの法的な申し立てを受けている場合
- ・顧客や取引先とトラブルをかかえている場合
- ・その他出展社が著しく不相当と判断される場合

2 出展申し込みおよび契約

出展申込成立は、必要事項が記入された出展申込書をEメール、FAX、または郵送にて主催者が受理・承認した後、事務局より出展社へ出展申し込みの受理確認Eメールが送られた時点とし、これに記載された期日を出展契約締結日とします。また、出展社は出展申込書原本を必ず事務局まで送ることとします。

3 出展申込締切り

出展申込締切日：2017年1月20日（金）

出展申込締切日以降も小間数が満小間になるまで随時出展を受け付けますが、締切日以降にお申込みをされた場合、本フェアの一部のサービスが受けられない場合があります。

4 出展料の支払い

出展社は、出展申込書に基づき、事務局が発行する請求書の発行日より1ヶ月以内に出展料を指定口座までお振り込みください。振込手数料は出展社のご負担とします。最終支払期日の2016年1月27日（金）までに出品料全額の入金を確認できない場合は、主催者の判断により出展を取り消す場合があります。また、出展料は原則として日本円にて支払うものとします。

5 出展料金に含まれるもの

○以下の内容が出展料金に含まれます。

- ①パッケージブースのみに該当する項目
 - ・小間スペース費、パッケージブース施工・工事費及び維持費
- ②スペース渡しにのみ該当する項目
 - ・小間スペース費
- ③全プラン共通の該当項目
 - ・招聘バイヤーの渡航費、宿泊費、その他手配費用
 - ・商談小間の施工・工事費及び維持費
 - ・基準時間内の会場使用料金及び照明・空調費
 - ・共用施設の施工・工事費及び維持費
 - ・広報告知費（招待券、会場案内図、その他配布・展示用の各種印刷物、関連媒体等での告知宣伝費）
 - ・公式ホームページへの出展社基本情報掲載費
 - ・来場動員プロモーション費（併催イベントの企画制作、DM発送等）
 - ・主催事務局による企画運営・安全管理・施設警備費用

○以下の内容は出展料金に含まれません

- ・各社展示ブースの搬入出及び運営費
- ・臨時電話・ISDN・ADSL等の通信回線の仮設費と通信料金
- ・基準時間外の会場使用料
- ・電気・給排水・ガス等の工事費と使用料
- ・自社展示物及び対人障害などの保険料
- ・会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- ・各社展示ブース内のゴミ処分に係る費用
- ・その他、通常出展料金に含まれない費用とみなされるもの

6 出展社の責任、および禁止事項

○支払いの責務

出展社は請求された出展料、ならびに諸経費の支払いについて、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

○法令の遵守

出展社は日本国で施行されている法令を順守しなければなりません。

○補償

出展社、及びその代理人、出展社手配業者が他社ブース、主催者設備、展示会場設備、及び人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任となり、その損害についてただちに賠償するものとします。

○展示品の損害、滅失、盗難

主催者では、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任を一切負いません。

○展示スペース位置

小間位置の決定権は主催者にあり、出展社はこの決定に従うものとします。

○展示スペースの転貸、売買、交換の禁止

展示スペースの転貸、売買、譲渡、交換は禁止します。この禁止行為があった場合、主催者は出展社の費用負担で当該出展社の展示物、出品品を撤去する権利を有します。展示スペース、リース什器の転貸、売買、譲渡、交換の行為により発生したトラブル、損害の責任は当該出展社が負います。

○商標侵害

他社の商標を侵害する商品の展示を禁止します。この件に関する出展社、及び来場者間のトラブル、損害等に関しては、主催者は一切責任を負いません。

○会期中のトラブル

搬入日から会期中、搬出までの期間、出展社、関係業者、及び来場者間のトラブル、損害等について、主催者では一切責任を負いません。

7 出展申込の取り消し

出展申込後の出展キャンセルは原則として認めません。但し、申込者の特別事情により、取り消し・解約の申し出があり、主催者がやむを得ないと判断した場合は、主催者が解約通知を書面にて受領した日をキャンセル日とし、下記の通りキャンセル料を申し受けます。

出展申込受理日から2017年1月20日迄……………出展料の30%

2017年1月21日～2017年1月27日迄……………出展料の50%

2017年1月28日以降……………出展料の100%

主催者はキャンセルされた展示小間を自由に再割り当てする権利を有します。

8 フェアの延期、中止、変更

- (1)天災・人災等の災害や、感染症、政情不安、治安上の問題、外交関係その他、主催者の責に帰すことのできない事由が発生し、不可抗力により展示会開催が困難と判断された場合、主催者は展示会の全部または一部について延期・中止・変更を決定します。中止の場合、出展料は必要経費を差し引いた上で、出展社に返金します。それ以外に生じた費用・損害等について、主催者は責任を負わず、補償しません。また、延期または開催場所の変更等の見本市についての何らかの変更を加えた場合は、本契約は両当事者を拘束し、出展社は出展スペースについてなされたいかなる支払いの払い戻しを受ける権利はなく、出展料金の未納残高があればそれを支払う義務を負います。
- (2)主催者は出展申込状況により見本市会場や展示スペースが適当でない判断した場合、展示会場、展示スペースを変更することがあります。展示スペースにおいては小間の配置ならびにサイズの変更、会場においては場所、出入口の変更または閉鎖等を行うことがあります。

9 搬入・搬出、装飾工事、及び撤去

会場への搬入・搬出、及び装飾工事、展示方法、その他準備については、「出展社マニュアル」に従います。

10 知的財産権

出展社は日本もしくは外国における他人の知的財産権及び「特許法」、「商標法」、「著作権法」、知的財産権関連法令を遵守しなければなりません。出展社が知的財産権侵害の出品品、偽造製品を展示していると主催者が判断した場合、主催者は当該出品品、偽造製品を撤去した上で、当該出展社の出展を取り止めとさせる権利を有します。

11 掲載権、及び肖像権

本フェアに関係する出展社、来場者、関係者、及び本フェア各種イベント、また、これに類する映像・写真・記事・記録・出展社名、出品品、住所等のテレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権と肖像権は主催者に属します。

12 個人情報の取り扱いについて

- (1)主催者は出展関係者の個人情報、本フェアの開催にあたって必要な情報のやりとりのために使用するものとし、本人の承諾がない限り、第三者に開示することはいたしません。但し、出展社サービス提供の目的で、機密事項保守契約を締結した業務委託先に委託することがあります。また、主催者は出展関係者に対し、本フェア及び主催者が開催する他見本市の広告宣伝のための電子メールおよびその他の広告宣伝物を送信することができます。
- (2)出展社、及びその代理人、出展社手配業者は、出展を通じて取得した「個人情報」取り扱いについて、日本国の法令を遵守し、適法かつ適切に対応することとします。

13 規定外事項

主催者はフェアの運営業務を円滑に実行するため、各種規定等の制定、変更を行う場合があります。また、この出展規定に記載のない事項について、新たに取り決め、各種追加や変更を行うことができます。

14 免責

本規定8項「フェアの延期、中止、変更」及び13項「規定外事項」の場合、これによって生ずる出展社の損害及び不利益等について、主催者は一切その責任を負いません。

15 管轄裁判所

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じた場合は、事務局本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

出展社が本出展規定、ならびに展示規則、その他出展社マニュアル上の規定等に違反した場合は、出展が取り消される場合があります。この場合、既に払い込まれた出展料は返金されません。